

労働法の基礎講座

第5回



厚生労働省労働基準局 広報キャラクター「たしかめたん」

【賃金】賃金支払いの5つの原則

賃金は、労働者が生活する上でとても重要なものであるため、その支払方法については、**5つの原**則が定められています。

通貨払いの 原則

- ×外国通貨
- ×現物支給
- ○銀行等振込(要同意)

直接払いの 原則

- ×親に支払う
- ×代理人に支払う

毎月1回以上払いの原則

×2か月に1回

全額払いの 原則 ×寮費等を会社が勝手に差し引く(控除協定が必要)○法令に基づく控除は可(税・保険料)

一定期日払いの原則

×第二土曜 ○毎月末

■ 賃金のデジタル払い

賃金支払いの5つの原則のうち、通貨払いの原則に ○○Payなどの「デジタル払い」が追加されました。

利用サービスの決定

厚生労働大臣が指定した業者のサービスのみ利用可能

労使協定の 締結等

労働者の過半数代表者との労使協定が必要

説明・同意の 取得

労働者への説明と同意書の取得が必要



必要となる詳細な手続きはこちらへ

賃金のデジタル払い

Q 検索